

内部統制システム構築の基本方針について

当社は、平成 18年 5月 26日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、取締役会規程等コンプライアンスに関する規程を整備し、取締役及び使用人に徹底させる。
- (2) 取締役社長直轄の内部監査責任者を置き、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守並びに職務執行の手続き及び内容の妥当性について、定期的に監査を実施し、法令遵守体制を確保する。

2. 取締役の職務にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役議事録をはじめとした取締役の職務執行にかかる文書及び情報に関しては、文書管理規程に準じ、その保存媒体の形式に応じて適切に管理・保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査責任者が各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役社長に報告する。
- (2) 不測の事態が発生した場合は、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し、損失を最小限にする体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役の職務の執行に係る経営機構について組織規程に定め、各部門を担当する取締役を任命する。また、業務分掌規程、職務権限規程に基づく権限及び責任の明確化を図り、各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。

5. 会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規程に基づき、子会社及び関係会社に係る定期的な事業報告を受けるとともに、重要事項の決定について事前報告を受けることにより、適切な経営管理を行う体制を確保する。
- (2) 子会社に対しては、内部監査責任者が定期的に監査を実施し、適正な業務の遂行を指導、監督する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要な人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の任命、異動に関しては、事前に監査役の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役監査規程及び監査役会規程に基づき、取締役及び使用人は、監査役から業務執行に係る事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行える体制を確保する。

9. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、監査上の課題等についての意見交換を行う。
- (2) 監査役は、適宜、公認会計士、弁護士等の外部専門家並びに内部監査責任者等と常に連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、効率的かつ効果的な監査業務の遂行が可能な体制を確保する。

以 上